

平成 31 年 網走市議会
文 教 民 生 委 員 会 会 議 録
平成 31 年 3 月 6 日 (水曜日)

○日時 平成31年3月6日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第22号 平成30年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第23号 平成30年度網走市国民健康保険
特別会計補正予算
3. 議案第27号 平成30年度網走市介護保険特別
会計補正予算
4. 議案第32号 網走市災害弔慰金の支給等に関
する条例の一部を改正する条例
制定について
5. 議案第33号 網走市地域包括支援センターに
おける包括的支援事業の実施に
係る基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について
6. 議案第37号 財産の取得について
7. 請願第5号 「介護報酬の再改定を求める意
見書」採択についての請願
(H27. 9. 8 継続審査)
(H27. 12. 11 継続審査)
(H28. 3. 7 継続審査)
8. 請願第12号 道教委『新たな高等教育に関す
る指針』の見直しと全ての子ども
に豊かな学びを保障する高校
教育を求める意見書提出につい
ての請願
(H28. 6. 17 継続審査)
9. 請願第13号 家庭ごみ新分別方式の改善を求
める請願
(H28. 12. 9 継続審査)
10. 陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直し
を求める意見書の採択を求める
陳情
(H27. 9. 8 継続審査)
11. 陳情第8号 日本国憲法・子どもの権利条約
の理念を尊重した教科書採択を
求める陳情
(H27. 9. 8 継続審査)
12. 陳情第12号 「新たな高校教育に関する指
針」の見直しを求める陳情

(H27. 12. 11 継続審査)

13. 陳情第20号 18歳投票権に向け主権者教育を
安心して行える環境を整える陳
情(網走市に対する陳情)
(H28. 6. 17 継続審査)
14. 陳情第22号 国民健康保険制度に関する陳情
(H28. 9. 9 継続審査)
15. 陳情第25号 「新たな高校教育に関する指
針」の見直しを求める陳情
(H28. 9. 9 継続審査)
16. 陳情第27号 「安全・安心の医療・介護の実
現と夜勤交替制労働の改善を求
める意見書」の採択を求める陳
情
(H28. 12. 9 継続審査)
17. 陳情第51号 臓器移植の環境整備を求める意
見書提出についての陳情
(H30. 9. 10 継続審査)
18. 陳情第54号 難病医療費助成制度の改善を求
める意見書提出についての陳情
(H30. 12. 14 継続審査)

19. 所管事務調査について
(1) はまなす保育園の件について

○出席委員(7名)

委 員 長	井 戸 達 也
副 委 員 長	平 賀 貴 幸
委 員	栗 田 政 男
	近 藤 憲 治
	佐 々 木 玲 子
	山 田 庫 司 郎

○欠席委員(0名)

○委員外議員(2名)

議 長	工 藤 英 治
副 議 長	渡 部 眞 美

○傍聴議員（6名）

小田部 照
金 兵 智 則
川原田 英 世
永 本 浩 子
古 都 宣 裕
松 浦 敏 司

○説明者

副 市 長 川 田 昌 弘
市民環境部長 鈴 木 直 人
健康福祉部長 岩 原 敏 男
戸籍保険課長 江 口 優 一
社会福祉課長 酒 井 博 明
子育て支援課長 清 杉 利 明
介護福祉課長 桶 屋 盛 樹
教育委員会教育長 三 島 正 昭
学校教育部長 田 口 桂
学校教育部次長 大 西 篤
学校教育課長 永 倉 一 之

○事務局職員

事 務 局 長 大 島 昌 之
次 長 細 川 英 司
総務議事係主査 寺 尾 昌 樹

午前10時00分開会

○井戸達也委員長 おはようございます。

ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案6件、継続となっている請願3件、そして継続となっている陳情9件の合計18件を審査いたします。

進行についてですけれども、初めに、市民環境部、健康福祉部関係分の審査を行います。

その後、理事者を入れかえし、教育委員会関係の議案を審査いたします。

教育委員会分の議案審査の終了後は、理事者退席し、陳情、要請の審査を行います。

なお、委員からの申し出があり、会議規則に基づき、議長に通知いたしましたので「所管事務調査」を1件追加することといたします。

それでは最初に、議案第22号、平成30年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、1項目め、「国民健康保険特別会計繰出金」の説明をお願いいたします。

なお、議案第23号と関連がありますのであわせて説明をお願いいたします。

また、一般会計補正予算に伴う債務負担行為の補正も、あわせて説明いただきたいと思います。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料28ページをごらん願います。

平成30年度網走市一般会計社会福祉総務費補正予算について御説明いたします。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険特別会計繰出金について、保険基盤安定分、財政安定化支援事業分が確定したことから、次の経費を増額補正するものでございます。

経費の使途でございますが、繰出金として2,334万2,000円を増額するもので、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、この事業に係る補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりでございます。

続きまして、議案資料31ページをごらん願います。

平成30年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、確定した各交付金について、所要の補正を行うものでございます。

2の補正額でございますが、平成29年度の医療費等の確定に伴う療養給付費等負担金の精算により返還する償還金として、6,845万7,000円を増額補正するものでございます。

なお、財源としましては、先ほど一般会計からの繰出金で増額補正した2,334万2,000円と国民健康保険事業準備基金から4,511万5,000円を繰り入れし、あわせて6,845万7,000円を繰入金として補正するものでございます。

続きまして、議案資料18ページ補正予算の概要のうち、3の債務負担行為の補正の中段、国民健康保険特別会計をごらん願います。

平成30年度網走市国民健康保険特別会計補正予算のうち、債務負担行為について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、平成31年度の国保市町村事務処理標準システム保守委託契約及び、国保市町村事務処理標準システム連携保守委託契約に当たって、平成30年度中に契約事務を取り進める必要があることから、債務負担行為額、限度額164万7,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

議案第22号平成30年度網走市一般会計補正予算中、国民健康保険特別会計繰出金、議案第23号平成30年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

○井戸達也委員長 続いて、議案第22号平成30年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち2項目め、低所得者支援商品券発行事業について説明をお願いいたします。

あわせて、一般会計補正予算に伴う繰越明許費補正もあわせて説明をお願いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 続きまして、議案資料29ページをごらんください。

平成30年度一般会計プレミアムつき商品券発行事業に係る歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、国の補正予算を活用し、低所得者等へプレミアムつき商品券を発行するため、所要の経費を追加補正するものであります。なお、事業の完了が見込めないことにより、事業費の全額を翌年度に繰り越しいたします。

この事業は消費税、地方消費税の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、低所得者及び子育て世帯にプレミアム付商品券を販売するものであり、商品券発行など主要な費用は平成31年度の当初予算に計上することとしておりますが、事務費分は国の補正に、補正予算において計上されましたことから、これを活かして商品券発行に係る事務作業を行っていくものであります。費用の内訳につきましては、資料に記載のとおりでございます。合計が276万8,000円でございます。

2の補正額であります。 (1)の歳出予算につきましては新たに276万8,000円が加わり、財源内訳

は全額が国庫負担金であります。

(2)の歳入予算につきましては、国庫負担金について記載のとおりでございます。

3の繰越明許費につきましては、補正額276万8,000円全額を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 今、御説明いただきましたけれども、現在ネットの環境が、音声がちよっと出ていないということでございますので一度休憩いたします。

午前10時08分休憩

午前10時12分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

それでは先ほどの、もう一回説明してもらったほうがいいかな。

質疑に移ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸副委員長 何点か伺いたいと思います。

繰越明許費が設定されている実際に事業として動かしていくのは、4月以降というふうに認識して間違いないということでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 委員のお見込みどおりで4月以降ということになります。

○平賀貴幸副委員長 低所得者と子育て世帯が対象だというふうに伺っているのですけれども、子育て世帯は所得に関係なく対象になるというふうに思っていてよいのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 子育てのほうは、満3歳未満の子供が属する世帯の世帯主ということが要件で、所得は問わないということになります。

○平賀貴幸副委員長 発行の事務のことなので、あんまり発行のことを詳しく聞くのは最終日にしておきたいと思うのですけれども、低所得者については把握をしなきゃいけないということで、その分をいろいろ調べて経費も含めてこれに入ってくるかと思うのですけれども、仮に10月に消費税がアップされないということになったら、この事業はどうなるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今回のこの事業というのは、確かに10%引き上げが前提になっているのですけれども、実際に閣議決定はされていて全国で説明会も行われているという状況ですので、この事業自体は行われるものだというふうに考えております。

○平賀貴幸副委員長 消費税等の影響に対する対策

だということですが、そこは必ずしも連動せずに事業としては行われるという認識で市のほうは動いていくということは理解させていただきました。

どの程度それが影響に対策してなるかとか、その辺のことはまたこの事務経費じゃない予算が出てからの話に多分なるのだと思いますけれども、その事務量がこれだけかかるということで役務費も含めて入っているのですけれども、職員の皆さんの負担がどの程度になるのかなということが、大変いつも気になるところですけれども、どのような認識でいらっしゃるでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 職員につきましては、特に低所得者の分ですね。そこにつきましては、課税状況とか、その辺の事前調査とかをやらなければならないのですけれども、そこについてもかなりやり方が今までの臨時福祉給付金と同じような考え方で、流れとしてはほぼできあがっていますので、そのルーティンの中でそれほど負担はかからないでできるのではないかというふうに考えています。

○平賀貴幸副委員長 わかりました。本当は子育て世代のように所得にかかわらず、対象にしてやっていけばもっと事務は簡素化できると思うので本当はそんなようなことが望ましいと思います。

とりあえず今回の考え方についてはわかりました。

○山田庫司郎委員 平賀さんと関連するのですけれども、この事業についてはどうだこうだという議論は差し控えたいと思いますけれども、実際実施をされた場合について子育て世帯と低所得世帯、網走市として今の段階でいいですけれども何世帯ぐらいが大体対象になるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今回世帯というよりは、対象となる人数ということになります。

低所得者につきましては、対象となる人数は約6,300人というふうに把握しています。

それから、子育てにつきましては約700人が対象になるというふうに把握しています。

○山田庫司郎委員 それと平賀さんの質問にもご答弁いただいていたのですが、4月から実際の事務が進んでいくということにきつとなるのだと思いますが、実施は10月以降になるのですが、準備だけはしていくということで4月からすぐ対応ということになるのですか。

○酒井博明社会福祉課長 実際に課税状況とかにつきましては、5月末に確定してくるので形になってくるとは思いますけれども、今回は商品券ということになりますので、今までは臨時福祉給付金でお金を出すということだったので、今度は協力店とかそういうことも考えなければならないので、そういう準備とかは4月以降すぐにとりかからなければならないのかなと思います。

○山田庫司郎委員 わかりました。以上です。

○井戸達也委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第22号平成30年度網走市一般会計補正予算中、低所得者等支援商品券発行事業について、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのようにいたします。

○井戸達也委員長 次に議案第22号平成30年度網走市一般会計補正予算中所管分のうち、3項目め介護保険特別会計繰出金について説明を求めます。

なお、議案第27号と関連がありますのでこちらもあわせて説明をお願いいたします。

また、一般会計補正予算に伴う債務負担行為補正も説明をお願いいたします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 議案資料32ページをごらんください。

初めに、平成30年度介護保険特別会計補正予算、介護予防訪問介護サービス事業、介護予防通所介護サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。保険者機能強化推進交付金の交付及び地域支援事業に係る国庫補助金などの追加交付に伴う介護予防訪問介護サービス事業、介護予防通所介護サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業における経費の財源補正となります。

予算額の変更はありませんが、保険者機能強化推進交付金の交付に伴う国庫補助金の増額、また個別協議により、総合事業の上限額が引き上げられたことに伴い、国、道、支基金交付金、市の義務負担分が増額するため、他会計繰入金のうち一般会計からの繰入金が減額するものであります。

歳出予算における事業ごとの財源補正の内訳につ

きましては、2の補正額、(1)歳出予算①介護予防訪問介護サービス事業から、33ページの③介護予防ケアマネジメント事業に記載のとおりとなります。

また、歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、33ページ下段の(2)歳入予算の記載のとおり、国庫補助金等の増額に伴い、一般会計繰入金金が1,644万7,000円の減額となるものであります。

続きまして議案資料30ページをごらんください。

平成30年度一般会計、高齢者福祉費補正予算、介護保険特別会計繰出金につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。介護保険特別会計における国庫補助金等の追加交付による財源補正に伴い、介護保険特別会計への繰出金が減額となるため経費を減額補正するものであります。

金額につきましては1,644万7,000円となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては下段の2の補正額に記載のとおりとなります。

続きまして、議案資料18ページ、資料12号をごらんください。

平成30年度介護保険特別会計債務負担行為の補正につきまして御説明いたします。

19ページの3の債務負担行為の補正、下から2段目の介護保険特別会計に記載がありますが、平成31年度における介護保険業務を円滑に進めるため、平成30年度中に契約事務を取り進める必要があるため、事務機器リース契約といたしまして36万3,000円、要介護認定訪問調査委託契約といたしまして621万3,000円を債務負担行為の限度額として補正するものであります。

以上で説明を終わります。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第22号平成30年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち介護保険特別会計繰出金、議案第27号平成30年度網走市介護保険特別会計補正予算について、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第32号網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 議案資料39ページの資料16号をごらんください。

網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

1の趣旨であります。災害弔慰金の支給等に関する法律及び法律施行令が一部改正され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正により、災害援護資金について貸付利率を年3%以内で市町村の条例で規定すること、また災害援護資金貸付の際の保証人の有無について、市町村の条例で規定できることとなるため貸付利率を無利子、保証人を必須とするよう当該条例の所要の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。(1)として貸付利率を年3%から無利子とする改正。

(2)として政令第8条から保証人が削除されたことに伴い、新たに条例第14条に保証人の規定を設けること。

(3)として貸付金の償還方法に年賦償還及び月賦償還を追加する改正。

(4)として第15条第3項から保証人の項目を削除し、条文を整理するものであります。

3の施行期日等ありますが、1の施行期日は平成31年4月1日であります。

(2)の経過措置として、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例、第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行日の以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によるものであります。

なお、40ページに新旧対照表を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第32号網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでし

ようか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第33号網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 議案資料41ページ、資料17号をごらんください。

網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正概要について御説明いたします。

1の趣旨であります。平成29年3月31日に介護保険施行規則が改正され、平成28年度に導入された主任介護支援専門員の5年ごとの更新制に係る規定の見直しに伴い、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員に係る規定の整備が必要となったため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。職員に係る基準及び人数を規定する当該条例第3条第1項第3号中、第140条の68、第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者を、第140条の66、第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に改めるものであります。

これは、更新研修を受講する時期が不明確との意見を踏まえ、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ、(3)の規定が改正されたことによるものであります。

3の施行期日、(1)の施行期日であります。公布の日から施行しようとするものであります。

(2)の経過措置であります。改正後の当該条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第2条第4項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第3条に規定する平成26年度以前に研修を受講した主任介護支援専門員が含まれることを定めるものであります。

改正部分につきましては、42ページの新旧対照表で御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○平賀貴幸副委員長 この改正で課題となっていた更新研修の時期が明確になってくるのだと思いますけれども、現場のほうはそれで対応しやすくなるという認識をされているのか、どんな影響があるというふうに思っているのか把握していれば伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 現在、網走市の2カ所の地域包括支援センターがございますけれども、そこに所属する主任介護支援専門員の更新期限につきましては、平成32年3月31日と平成34年10月31日となっておりますので、今回この条例改正の影響する部分はございません。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第33号網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

ここで理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○井戸達也委員長 それでは再開いたします。

ここからは教育委員会関係分に入ります。

初めに、議案第22号一般会計補正予算に伴う債務負担行為の補正について、説明をお願いいたします。

そのあと、議案第37号財産の取得について説明をお願いいたします。

それでは、議案第22号の債務負担行為の補正よりお願いいたします。

○永倉一之学校教育課長 議案第22号平成30年度網走市一般会計補正予算について御説明いたします。

議案資料18ページ、12号をごらん願います。

補正予算の概要の中にあります。3の債務負担行為の補正の一般会計にあります。上から4番目の大学給付型奨学金(平成30年度決定分)についてですが、寄附金を活用し、学業成績が優秀で経済的理由により大学進学が困難と認められる者に対し、給付型の奨学金を支給することとしておりますが、給付期間が複数年度にわたることから、債務負担行為を

設定するものでございます。

事業の内容ですが、平成31年4月の大学進学者に対して支給総額を500万円として、平成30年度に入學一時金の20万円と奨学金4ヵ月分40万円の合わせて60万円を支給しますが、平成31年度から平成34年度の間440万円を支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、ここで一旦質疑に入ります。

○平賀貴幸副委員長 1名の方に対する奨学金を債務負担行為でということだと思います。

財源が寄附だったというふうに理解していますけれども、これをもって終了になるのですか。

まだもう少し続くのでしょうか。どういう形だったのでしょうか。

○永倉一之学校教育課長 寄附金を財源ということで1,000万円の寄附をいただきました。

それで500万円ずつの大学進学予定者2名ということで平成30年度と平成31年度、進学予定者ということの2名でということですので、今回2名分を選考いたしましたので、今回分で終了するという形になります。

○平賀貴幸副委員長 それで最初にこの事業が始まったときにも、私を含め何人かの議員からあったと思うのですけれども、寄附金財源で始まった事業ですけれども、これをもって終了せずにですね、何らかの形で網走市で続けていくという考えを持って取り組んでいただきたいという意見が出ていたと思うのですけれども、その辺についての検討状況っていうのはどうなっているのでしょうか。

現時点でわかればお願いしたいと思います。

○永倉一之学校教育課長 給付型の奨学金につきましては、市単独での制度ということを考えますと、現状ですね、財政面からは厳しい状況であるというふうなことでございまして、今現在は日本学生支援機構のほうで返還義務のない給付型の奨学金制度がございまして、まずはそちらのほうの活用、そしてこちらといたしましては国や北海道とかの動向を注視していきたいというところで、今考えているところでございます。

○平賀貴幸副委員長 債務負担行為ですので予算書になかなかこううまく載ってこないものもあるのではちょっと伺わせて頂いたのですけれども、また予算委員会含めていろんな議論が必要だなというふうに改めて思います。

とりあえず以上です。

○井戸達也委員長 次ございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではお諮りをいたします。

議案第22号一般会計補正予算中、大学給付型奨学金の債務負担行為については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのようにいたします。

○井戸達也委員長 続きまして、議案第37号財産の取得について説明を求めます。

○永倉一之学校教育課長 議案第37号財産の取得について御説明申し上げます。

議案資料は48ページとなりまして、資料21号となります。

1の取得理由でございますが、小学校に配置しております児童用デスクトップパソコンは、平成24年に更新しております。また平成32年1月には使用している基本ソフトであるウィンドウズ7のサポートが終了することから、現行の最新基本ソフトでありますウィンドウズ10に更新するものでございますが、稼働式でありますタブレットパソコンに更新しICTを活用した教育を推進するものでございます。

2番目に取得する財産の概要につきましては、記載のとおりでございます。取得する金額は5,562万円、契約の相手方は株式会社岩崎網走・北見営業所でございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○山田庫司郎委員 これは入札で行われたと思うのですが、その入札の状況ですとか、例えば指名競争入札で何社指名されていたかということとですね。それと、納入期限が32年の3月ということになっているのですが、支払いは今年度中にするということになるのかな。

○永倉一之学校教育課長 入札の執行でございますけれども、入札の執行日2月1日、4社による指名競争入札を行いまして、先ほど説明したように、株式会社岩崎網走・北見営業所に落札を決定したというところでございます。

納入期限につきましては32年3月ということにしておりますけれども、もちろん支払いにつきましては

は31年度の予算ということにしておりますので、納入期限が決まったあと当然支払うという形になります。

○山田庫司郎委員 入札の状況はわかりました。

それでこれも12月議会で1回説明があったように記憶しているのですが、物がなかなか手に入らない状況があって、早めに契約をして台数を確保したい。こういう趣旨で、動いているということで理解をしております。

それで今説明があったように、32年の3月ですからまともな早目にきっと納入はされるのだらうと思います。

1日も早く入って、学校に配置できれば一番いいことだと思うので。

ただ確認したいのは、予算としては31年度予算で支払うという整理でいいですか。

○永倉一之学校教育課長 31年度の予算ということではしております、昨年の12月の2月の定例議会におきまして、債務負担行為ということで先に決定していただきまして、今回は財産取得ということで2,000万円を超える財産ということでの議会の承認を得るということでございますけれども、それに基づきまして議会で議決をいただきましたら、今仮の契約という形になりますけれども、本契約となりまして事業を進めていくこととなります。

その中で31年度中に納品をされまして、納品後にこの契約に基づきまして金額をお支払いするという形になっていこうかということでございます。

○山田庫司郎委員 理解しました。

先ほどの意見に3月20日にはなっていますが、そうなりますと、年度末ですかなるべく半年でも早く納入することも含めて取り組んでいただきたい。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに。

○平賀貴幸副委員長 納入される時期がはっきりまだわからないので、なかなか議論しづらい点があるのですが、肝心なのは納入されたあとの活用がちゃんとされていくことだと思うのですが、納入してすぐ学校で使えるような形にならないんじゃないかなと思うのですが、

どうやって使うのかとか、そういったことを研修受けたりしなきゃいけないのかなと思っているのですが、その辺はどんな考え方をお持ちなんでしょうか。

○永倉一之学校教育課長 今の納入につきまして

は、納入の最終期日を来年32年3月という形にしておりますけれども、タブレットパソコンの納入が早く入りますと、当然発注しております業者さんが各学校のパソコン教室内の整備をしていく形になりますので、早く納入がされればこの新しい入れかえたタブレットパソコンを活用する形になりますけれども、パソコン教室でこのタブレットを活用した授業ですとか、タブレットパソコンは稼働式ということですので持ち運んで教室ですとか、外でも撮影とかという機能もできますので、そういったことの教員に対する研修につきましても時期を見計らって、必要な研修を行っていきたいというふうには考えております。

○平賀貴幸副委員長 大体理解させていただいたと思うのですが、納入されてから研修受けるのではきっと上手く使えないで終わるので、納入される前に想定しておいて研修を受けておく必要があると思うのですが、その辺も含めて研修だとかさまざまな実際に体験だとかは、事前に先生たちは済んでいる状態で納入を待つという考え方でよかったですか確認させていただきたいと思います。

○永倉一之学校教育課長 研修の時期につきましては、今後どの段階でというのは日程を調整しながらなるべく先生方も活用できるような形で進めていきたいというふうには考えております。

○平賀貴幸副委員長 高額な機器を導入することになりますので、積極的に利活用されて教育の中に積極的に活かされないと、やっぱり効果が、せっかくの予算が、ということになりますので、その辺をぜひ研修を含めているような配慮をしていただきたいと思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りをいたします。

議案第37号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのようにいたします。

ここで理事者退席のため暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

○井戸達也委員長 それでは再開いたします。

次に継続となっております請願、陳情を審査い

たします。

本日の委員会におきまして意見の一致を見ず、今後も継続の運びとなった場合につきましては、委員の任期満了とともに審議未了廃案という形になります。

先例の申し合わせにより、補完措置をとらせていただくこととなりますので御了承願います。

それでは請願第5号「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての請願から審査を行います。

なおこの請願につきましては、平成27年9月、平成27年12月、平成28年3月に継続となっております。

それでは、皆様から御発言をいただきたいと思えます。

○山田庫司郎委員 27年提出の請願の内容でありますから、ちょっと状況も含めて変わっているところもあるのかもしれませんが、目を通しますとそんなに変わっていないというような判断をさせていただきますが、今誰もがわかるように介護現場含めて福祉現場の働く人の就業が非常に悪い状況です。もう少し改善をしていかなければ、大変な状況にあるというのが現実でありますから、これはぜひ当議会として採択し提出をしていくべきだというふうに考えます。

○井戸達也委員長 ほかにございませんか。

○近藤憲治委員 こちらの請願につきましては、過去にも何度か議論をさせていただいております。

私どもの考え方といたしましては、やはりその介護保険制度全体のバランスの中からの判断というのがなされているものというふうに受けとめておまして、やはり今後進んでいく高齢化等、さらには膨張する社会保障費と、国の財源と地域の財源との全体的なバランスの兼ね合いが極めて大事なところであろうというふうに考えておりますので、介護報酬のあり方についての变化、推移を今後も見守らせていただきたいというふうに考えているところでございますので、こちらの請願については継続としていただきたいと考えております。

○佐々木玲子委員 私の方といたしましても、この介護報酬と介護保険制度については、3年に1度の見直しをしながら、いろいろな現場の声を反映させながらやってきていると思っておりますので、この請願の内容を含めて継続で見守っていきたいと思えます。

○平賀貴幸副委員長 継続していくという声もある

のでなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、その処遇改善ということで介護報酬自体の引き上げもそうなのでございますけれども、処遇改善の市の交付金があって、その関係で現場のほうでは処遇改善が一定程度進んでいる状況はあるのです。あるのですけれども、対象となる職種が絞られているものから、職場の中で資格がないがゆえに対象にならない人もいて、ちぐはぐさが生じるのですよね。

それによって働く方がやる気を失って辞めていくみたいな形があって、なかなかその経験年数を積み重ねて資格職につながらないという実態もあるのです。

そういうこと考えるとやっぱりここに書いてある文面は、言わんとしていることは基本的に正しい方向性があるのだというふうに思いますので、現場の実態を考えると採択をして、国にしっかりとその辺も含めてですね、考えていただくことを地方の議会ですと出すというのが、私は重要なことだというふうに思うところであります。

○山田庫司郎委員 継続の声もありますから、副委員長が言うように非常に難しいのかもしれませんが、人材不足も含めてこれから外国人の方達の手助けもいるということも状況的になってくるものと思えますが、これから介護職場というのは何十年か経てばまた状況変わるかもしれませんが、今非常に高齢者がふえてきているわけで、施設も含めてですね、働く人がいなければ施設運営そのものもやっていけないという状況が今出てきている事実があるわけですから、総合的にある程度は判断しなければならぬのは私も十分理解しますが、雇用とそこで働く人の処遇を良くすることによって雇用も生まれてくるということもあるわけですから、そういう意味で介護の施設も含めてしっかり守るという視点も含めて、これはぜひ採択すべきかなと思えますが。

○井戸達也委員長 御意見を伺いましたが意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることに決定いたします。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように報告をいたします。

それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○井戸達也委員長 次に、請願第12号新たな高校教育に関する指針の見直しと全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願について、皆様から御意見をいただきたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 私の記憶が確かならなのですが、これはほかの年度にも出てきて同種のものが文言修正されて、採択されてきたんじゃないかなと思うのですが、事務局のほうで把握していませんか。

ほぼ同じものを文言修正して採択した記憶あるのですが、それが確かであればこれも同じような形で採択すればいいと思しますので、そのときは採択したのにこれだけは採択しませんとなると整合性が取れなくなるので、確認必要かなというふうに思います。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時09分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

新たな高校教育に関する指針の見直しを全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についての請願ですけれども、内容的に過去に全く同じとまで確認できませんけれども、似たようなものが採択されているという経過がございます。

それをもとに、皆さんから御意見いただきたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 改めて確認いただきましてありがとうございます。

特に記の部分については、特に変更がないというようでしたので過去に同種の請願が採択したという経過も含めてですね、成果のほうは採択していくということが大事だなというふうに思いますので、中身そのものもやっぱり大事だと思います。採択をしていただいて、意見を反映していくという形にいただければと思います。

○近藤憲治委員 これも何度か議論をさせていただきました件でございます。

基本的な考え方というのは、その地域に高校を残していきたいという思いと、ただ一方でやはりその人口減少がある中で、そのバランスのよい高校配置というのを考えざるを得ない時代になっているという中での判断が必要だというふうに考えています。

過去にもいろいろと議論をさせていただいた経過

の中で、こういった請願の文言を細かく読んでみると、一定の角度からある種何と言いますか、強い言葉で評価をしてしまうような書き方がありますので文言の整理をした上で、請願としての思いを酌みながら意見書にしていくというのであれば、そこは可能であろうというふうに考えています。

具体的にどんなところかと言いますと、例えば全文の3段落目の最後の行の「これは全道の子もたちに等しく後期中等教育を保障する教育行政としての責任を放棄していると言えます」と書かれていますが、ここについては多分判断がわかれるところであると思う。

なのでここは、僕はもちろん望ましくないと考えています。

また、最後から2段落目「したがって」の後に「広大な北海道の実情にそぐわない」という評価するような言葉がありますが、これも合っていると考える方もいらっしゃると思います。ここも記載すべきではないと考えております。

あわせて、「その指針を抜本的に見直す」というところなのですが、その「抜本的にも」も「抜本的」なのか、細かな部分でのブラッシュアップなのか、その判断わかれるところですので「見直す」という表現で統一をして、記の中で合わせて1番の「広大な北海道の実情にそぐわず」を削除し、また「経済や産業など地域の衰退につながる」というふうに決めつけていますけれども、これは可能性があるだけですので「つながる可能性があることから適切な見直しを行うこと」という文言に修正が可能であれば、請願第12号については意見書として提出することは可能であろうと考えます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 今、御意見いただきましたけれども、文言修正により採択という形での発言でしたけれども確認をいたします。

全文の3段落目のこれは、「全道の子もたちに等しく後期中等教育を保障する教育行政としての責任を放棄していると言えます」を削除し、次に「したがって広大な北海道の実情にそぐわない」という文言と、その後の「抜本的に」という文言を削除し、なおかつ記のですね、1番「広大な北海道の実情にそぐわず」を削除し、「経済や産業など地域の衰退につながることから」を「つながる可能性」、その後「適切な見直しを行うこと」ということで文言修正をした中で採択という御意見がございました

けれども、御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように文言修正をして採択という形をとりたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

この請願第12号に関しては、文言修正をして全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也委員長 次に、請願第13号家庭ごみ新分別方式の改善を求める請願。

これは、平成28年12月議会で継続審査となっております。

これについて御意見を伺いたいと思います。

○佐々木玲子委員 家庭ごみの新分別方式については、実施されてから大分皆さんに浸透もしてきてはいるところだと私は理解しております。

この記の中にも既に実施されているようなことも含まれておりますので、これに関してはもう少し状況を見守っていきたいと思いますので継続としていただきたいと思います。

○近藤憲治委員 私どもも新たな分別ルール導入の際には、積極的な議論をさせていただきました。

また、この請願に書かれている内容が、既に市の施策として実現されつつあるものもございます。

ただ一方で、市民の皆さんがこの新ルール中でのいろいろ課題があるというふうに考えられておられることも認識しておりますので、この請願の願意として受けとめさせていただきますけれども、それを施策として実現していくプロセスは今後の議会の議論の中で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、この請願につきましては継続とさせていただきますと考えております。

○栗田政男委員 ちょっと私、これについて審議した記憶はないのですが、市民の感情としてこういう請願が出ているということですから、やはりそういう意見があるということは市としても酌み取った中で施策、特にごみ行政をやってくという意味ではこういう請願は採択をして、市としてきちっとそれを盛り込んだ施策をしていくっていうのは、大変重要なことだと思いますので、意見としての意味で私は採択をしてほしいというふうに思います。

○井戸達也委員長 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

この件につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにさせていただきます。

○井戸達也委員長 次に、陳情第6号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、これ平成27年9月より継続審査となっております。

御意見をいただきたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 これも出てきたときにどんな議論をしたか、あまり記憶にないのですけれども、いろいろな状況があるのだとは思いますが、精査しなければならぬ点が現状では精査しきれてないというふうに思っていますので、今この時点でもってなかなか判断つかないと思いますので継続でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、継続という御意見がございましたので、意見を採択という形にはなりませんので継続審査、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○井戸達也委員長 次に、陳情第8号日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める陳情。なおこれは、平成27年9月より継続審査となっております。

御発言をいただきたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 陳情タイトルそのものも、何らおかしいことはないのですよね。

当然これらを尊重した教科書っていうのを作っていかなければいけないし、それを尊重していかなきゃいけない。

これは、憲法遵守の義務と同じ内容だと私も思っています。

中身についても特に大きな問題ではないと思いますので、採択していただいて意見書として出していくのが望ましいと思います。

○近藤憲治委員 こちらにつきましても過去議論をさせていただいておりますが、陳情として郵送で承

らせていただいた案件でございます。

読ませていただきましたけれども、現状適切に運用されているので、私はその教科書採択でありますその中身等について問題ないというふうに考えておりますので、あえてその陳情を意見書として出すという必要がないというふうに考えておりますので、こちらについては継続とさせていただきますというふうに考えております。

○佐々木玲子委員 私も教科書の採択につきましては、きちっと採択の方法もされていると思います。特にそれに疑問を持つこともありませんので、これに関してはなかなか同意するところがありませんので、また状況見させていただきながら継続にさせていただきたいと思います。

○栗田政男委員 私、小中学校の教科書を見たことが最近ないので、内容がどうのこうのということは論じることはできないというのが現状なのですが、ここに書かれていることはわかるような気がしますし、ただ現状にかなり不備があるという前提で出てきているのだらうと思います。

それは国の文科省の問題もありますし、教科書採択というのが審議委員会で行っているのでしょうけれども、そういう中で種々変更しながらやってきますし、日本の今の現状の教科書というのはそれほど偏った教育の内容になっているのかと言われるとそれほどでもないし、諸外国から比べると非常に中立公正なものではないかなという僕の記憶が正しければそんな気がしていますから、もうちょっとせっかく出していただくのであれば、この部分が問題だということを明確にさせていただかないと、ぼやとしたような感じになってしまうので、これについても僕も継続で考えたいなというふうに思います。

○井戸達也委員長 皆さんから御意見をいただきましたが、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○井戸達也委員長 次に陳情第12号これもですね、新たな高校教育に関する指針の見直しを求める陳情ということで、先ほどのものと合わせた形で意見書として上げていく。

こういうことでよろしいでしょうか。確認ですが。

休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

陳情第12号とですね、新たな高校教育に関する指針という部分でいきますと、陳情第25号も同じということになりますので、ここをあわせて皆様に御意見をちょうだいしたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 同種の陳情が採択された経緯があると思います。そのときも確か、記のところ「機械的」というところを削除したり文言整理をして意見書として反映させたというふうに思いますので、二つとも採択した上で意見書の段階でそういうところを整理して反映させていくという形によろしいのかと思います。

○近藤憲治委員 私も先ほど同種の議論の中で指摘をさせていただきましたとおり文言ですね、陳情の全文の中にやはりその事実と評価が混在していて、個人的な評価をあたかも事実のように書いてしまっているところがありますので、そういったところは丁寧に削除をしながら記に書かれている「高校統廃合が機械的に行われている」のかどうかは評価が分かれるところですので、「高校統廃合は地域の実情に沿って適切に行うこととあります」とか、もう少し中間的な表現にできるのであれば意見書、文言の中で確認をさせていただいて採択の方向でよろしいかと思います。

先ほどの陳情の前文の中にある事実と評価、混在している部分でいきますと、例えば陳情第12号で2段落目の5行目の後半ですね、「いわば機械的に地域の高校を統廃合していることの証左です」というのは、ここは判断が分かれるところであろうというふうに思いますし、またその次の段落の最後の3行「都市部では多様化再編を名目におのおのの高校の文化や歴史を顧みず、大規模な統廃合も住民の声を十分に聞かないまま進められています」というのも、ここは評価が分かれるところであろうというふうに思いますし、次の段落の10ページですけども「こうした手法は教育委員会が本旨とすべき教育の機会均等の理念みずから放棄するものと批判されても仕方ありません」という部分も、個人的な評価の部分ですね、こういった部分を丁寧に削除した上で、意見書で整理をしていただいて、提出をする。

記の部分については、「機械的統廃合を行わないこと」ではなくて、「高校統廃合は地域の実状

に沿って適切に行うこと」のような表現であれば、これらの陳情については採択をして意見書の提出に同意できるものであります。

以上でございます。

○井戸達也委員長 ほかに。

○栗田政男委員 手直しは構わないのだけれども、あまりにも願意があつて請願者があるので、一部修正というのはよくやるのですけれども、全体を変えてしまうようなことになってしまうと、それを採択してもいい意味がなくなっちゃうんじゃないかなというふうに私は感じます。

一番の問題は再度繰り返しになりますけれども、高校の適正配置をなささいというのは、これは平賀委員も前おっしゃっていましたが、僕も何回も関係者として参加をしています。

その現場に行かないとなかなかわからないことで、すし、適正に配置されているような状況というのは北海道なんかはどこもないですから。

画一的に間口も全部少数で切っていくというのが現状ですから。

それに対する我々の意見もかなり強めに言った記憶もございますけれども、現実には間口を叫んでもどンドン機械的に進められているというその現実を踏まえた上の請願の採択じゃないと、僕はそういうふうに思っていますよということを繰り返し言うていくのであれば、僕は逆に継続で考えていくべきことではないかなというふうに思いますけど。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時33分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

皆様からそれぞれ御意見いただきましたけれども文言修正云々というよりも、この陳情そのものを継続という御意見もありましたので、意見の一致を見なかったということで閉会中継続審査とすることに決定をいたします。

合わせまして陳情第25号も同様の扱いということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○井戸達也委員 次に、陳情第20号18歳投票権に向け主権者教育を安心して行える環境を整える陳情について、これは平成28年6月で継続審査となっております。

ります。

それでは皆様から御意見をちょうだいしたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 18歳に投票権、選挙権が下がって初めての統一地方選挙なるのだというふうに思っています。

そういった時期であるということも含めて大事な陳情だなというふうに改めて読んできたところで、

若い世代の投票率がなかなか上がってこないということはひとつの大きな課題でして、どうやってこれを上げていかなきゃいけないかっていうことは、やはり地方自治、民主主義の学校だというふうに言われていることを考えると、やっぱり最前線で我々も含めて網走市という自治体が考えなきゃいけないと私は思います。

ですから、やはりこれに書かれているようなことですね、どこからできるかというところはいろいろ考え方や意見分かりますけれども、まずはスタートを切るということが大切だと思いますので、しっかりとこれは採択をした上で、議会としての意思というの、やはり大事な時期なので示しておく必要があると思います。

そういった形での採択をしていただければと思います。

○近藤憲治委員 こちらにつきましても過去議論させていただいた経過がございますけれども、全体としておっしゃっている中身については読ませていただいて、「そうだな」と思う部分と「そうかな」と思う部分が混在しています。

やはり大事なものは主権者教育をしっかりと行って、18歳から有権者としてしっかりと権利を行使していただきたいという思いと、一方でやはり教育と政治のかかわり合いというのには相当なバランスを配慮しなければいけないというふうに考えています。

そういう点では、一応この全文の中に政治的中立の壁があるというふうに多分その請願者の方も、陳情者の方も認識はされていると思うのですが、ここは相当丁寧に議論していかなければならないとこだわって考えておりますので、こちらにつきましては継続をさせていただいて、今後さらに議論を深めさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○佐々木玲子委員 私はやっぱり有権者教育という

のは、私どもも考えてきたことで18歳投票権に向けての主権者教育というこの題名については、非常に共感というか、ぜひやるべきだと思うのですが、陳情者の全文の中にはちょっと表現が偏っている部分もありまして悩ましいところだなと。

もし皆さんとお話をして文言が、きちっと公平性が保てる内容になるのであれば採択をしたいと、私は考えておりますが。

そのような考えです。私のほうは。

○井戸達也委員長 具体的にどの部分をどうという部分がありましたら。

○佐々木玲子委員 具体的には、まだしっかりと精査しないとどこかと明確には言えないところなのですが、偏っている部分は特に後半がちょっとあるのです。あと記の部分で、「政治的中立性を理由とした教育現場の過度な介入を控えること」も果たして介入しているのかどうかも現場で聞いてみないと。

ここは私も把握していないところでもありますし、この文言で全部いいのかどうか、皆さんと確認してみたいと思っているところではあります。

○平賀貴幸副委員長 今の佐々木委員の御意見を受けてですけども、例えば段落でいくと4段落目「確かに日本においては公職選挙法という法律があるから有権者として問題ありません」みたいな形で事例が入っているのですけれども、事例はいらいだろうなと思うのですよね。

客観的な事実のなのかもしれませんが、事例も多分そこまで詳しく説明されなくても、意見書としては十分なのだと思います。

あと、千葉県の研修の記事とかその辺の内容も多分いらないと思います。

そういった部分を削ぎ落とした上で同意いただけるのでしたら、採択していくのもいいのかなと思います。

また、記のところですけども、「過度な介入を控える」ということは過度かどうかというの、それこそ意見が分かれるので、ただ介入を控えなければいけないというのはそのとおりなのですよね。

だから例えば、「政治的中立を尊重すること」だとか「政治的中立を担保すること」だとか、そんな表現に変えていけば特に問題ないと思うので、ここはやっぱり時期的にも大事なので整理して採択できればというふうに私も思います。

○栗田政男委員 そもそも私は18歳に下げた意味がわかってない人間なので。国が決めて18歳に引き下

げをしますと。

単純に人口減少の中で、有権者数をふやすという目的だったのか。

いろんなことがあったのだらうと思いますが、私の個人的見解からすると18歳の人が判断をして投票するというのはなかなか難しい作業ではないかなというふうに思うのですが、この辺について誰か経過をわかる方がいらっしゃれば、御説明をいただいてから審議に入りたいと思うのですか。

○井戸達也委員長 確認をいたします。

この陳情については、提出先が網走市ということになりますので、地方自治法第125条ということでございますので意見書という形になりません。

これはそのまま全文が提出されるという形になります。修正という形にはならないということだけを皆さんに確認をしていただいて、現在のところ、継続という御意見がございますので、これについては意見の一致を見なかったという形で、継続という形をとらせていただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたします。

○井戸達也委員長 次に、陳情第22号国民健康保険制度に関する陳情について。

これは平成28年9月に継続となっております。

皆様から御意見をいただきたいと思っております。

○近藤憲治委員 こちらも過去に議論をさせていただいたものでございますけれども、やはり国民健康保険制度そのものについては、今後の人口減少でありますとか、その一方で財源措置でありますとか、負担と給付の関係性でありますとか、その制度全体の中での議論が必要であろうというふうに考えております。

ですので、ここに書かれていることにつきまして今後推移を見守りながら適切な場面で議論させていただければと考えておりますので、継続でお願いいたします。

○佐々木玲子委員 私もこの国民健康保険制度につきましては、今問題はあるとは感じておりませんので、これに関しては同意しかねますので、いろいろ状況も把握したいと思、これからも見守っていきたく思いますので継続ということにしたいと思います。

○山田庫司郎委員 この内容にも書いていますが、

国保料は非常に高いということも含めて言われていますし、均等割の話とかいろんな部分も含めて出てくるわけでありましてけれども、道の負担、または応益負担のここに議論も書かれています。

確かにですね、国庫負担金を含めて、国がもっともって面倒見れば、これも含めてよくなるわけですが、非常に国が今、大変な状況もひとつあるわけでありまして。このことで、どうだということ国のことを言う気はありませんけれども。

もう少しですね、網走市の国保、広域にこう、北海道的にこう、動いてきた状況もひとつあってですね、システムがちよっと変わりつつあることもあるので、もう少し私は、状況を見させていただきたいなと思いますので継続させていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 それでは、陳情第22号につきましても、意見の一致を見なかったということで閉会中継続審査とすることを報告したいと思っておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにさせていただきます。

○井戸達也委員長 次に、陳情第27号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の採択を求める陳情です。

この陳情は平成28年12月に継続となっております。

これについて、御意見を伺いたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 最近特になんですけれども、夜勤のある介護現場とか医療現場の体制の維持が相当きつくなってきているのですよね。

これは例えば、養護学校の寄宿舎とかも実は同じ状況でありまして、特に臨時の職員さんが確保しづらくなってきていたりするのですよ。

網走市内の病院でも実は、看護師さんが続々と辞めている病院も比較的大きなところでもあって、本当に大丈夫なのかという声が聞こえてきている状況なのですよ。

実はここ網走でも起きつつある状況、あるいは起きてきている状況ではある内容だと私はこれを読んで改めて認識をしたところですので、出ているのが28年ですけれども、状況としてはむしろその当時よりも危機感が迫ったのかなと思いますので、これは採択をした上でしっかりと意見反映していくのが大事なかなというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに。

○近藤憲治委員 こちらにつきましても読ませていただきました。

地域の医療と介護の現場では人手不足でありますとか、特に医療では医師不足の現状があるというふうに私も受けとめておりますので、意見書の採択についてはそうだなと思う部分もございます。

ただ一方で、こう読ませていただくとこれは何を言いたいがわからない部分もあって、例えば記の3番で、「患者利用者の負担軽減を図ること」と書いていますが、これだけがぽこっと出てきていて具体的にどんな負担の軽減が図りたいのかというのが読み取れないので、そこも含めての採択というのは難しいなというふうに考えておりますので、全体としては継続させていただいて推移を見守らせていただきたいというふうに思います。

○平賀貴幸副委員長 今の近藤委員の意見ですけれども、介護と医療の制度の特性だと思うのですけれども、体制を充実すると自己負担が上がるのですよね。それは制度の状況の設計上やむを得ない。

そのことをこの1、2で言っていて、3番目に言っているということは、やり方としては基金の事業をするのか、処遇改善の交付金を使うのか。

そういうことをするというで負担軽減というのは、実際の自己負担がふえるということにならないで、そういうことを多分やりたい流れだというふうに思うので、そこは特に削らなくてもいいのかなというふうに思いますけれども、そこはいろいろ判断が分かれるところもあるかもしれませんが、そこで御理解いただけるならそのまま入れているのかなというふうには思います。

○近藤憲治委員 御説明いただきましてありがとうございます。

ただ、この文言だけだといかようにも解釈がとれてしまうので、そこは議会全体の判断としては望ましくないなというふうに受け止めております。

○井戸達也委員長 ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは継続という御意見がございましたので、この陳情第27号につきましても意見の一致を見なかったということで。

○平賀貴幸副委員長 せっかく今の話だと、ここの3番さえ意見書のときに削除すれば一致できるということは、陳情そのものは採択して、ここは削除すれば意見書はいけるのだったらそれはそれでいいの

だと思えます。

○近藤憲治委員 御配慮ありがとうございます。

なのですが、先ほどその全体の流れの中でもこの3番の文言ということなので、ちょっとここは願意含めて継続させていただいて、認識を深めさせていただきたい。

○山田庫司郎委員 一步進めて、皆さん共通認識に立てるのなら、大事な課題ですから3番がある程度その意見書の中で削除して、出していくということをもう1回確認できないか、委員長もう1回皆さんに聞いてみてください。

○井戸達也委員長 皆さんどうでしょう。

○近藤憲治委員 議会は合意形成の場ですので、山田委員の御配慮に感謝を申し上げたいと思えますけれども、やはり1番と2番と3番との連動性も含めて、ちょっと認識を深めたいというふうに考えますので、継続でお願いさせていただきたいと思えます。

○井戸達也委員長 確認をさせていただきましたけれども、継続ということが変わらないので、意見の一致を見なかったということで、閉会中継続審査とすることを報告するというで決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのようにいたします。

○井戸達也委員長 次に、陳情第51号臓器移植の環境整備を求める意見書提出についての陳情、これについては平成30年9月で継続審査となっております。

これについて皆さんから御意見をうかがいたいと思えます。

○近藤憲治委員 こちらにつきましても内容、その後もいろいろと調査をさせていただきましたが、やはり我が国においても国レベルでの議論もまだ深まりきっていない状況もございますので、引き続きこちらにつきましても、中身を研究させていただきたいということで継続とさせていただきたいと思えます。

○平賀貴幸副委員長 なかなか判断難しいところだと思います。

必要性があるだろうと思うところも確かにあるのですけれども、まだその議論をしなければいけないところは確かにあるのですよね。

特に死の概念についての整理を日本の場合は、し

っかりできていなくて、その尊厳死の問題がここにかかってくるのですよね。

どこまで進めていくかということを整理ができない限り、なかなか臓器移植の環境の整備というのは、これ以上前に進められないのだろうなというふうにはあります。

国でもその議論が始まったという状況もありますので、もうちょっとそこは推移を見守る必要があるのかなと私も思いますので、継続をしながら状況を見ていきたいと思えます。

○井戸達也委員長 それではこの陳情第51号につきましても、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告するというで決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたします。

○井戸達也委員長 次に、陳情第54号難病医療費助成制度の改善を求める意見書提出についての陳情。

これについては、平成30年12月で継続審査となっております。

皆様から御意見をいただきたいと思えます。

○平賀貴幸副委員長 これについては確か、理事者との質疑も若干行いながら審議した結果があったことを覚えております。

難病の医療費助成の臨床調査個人票については、制度の解釈上の問題で無料になっている自治体もやっぱりあるのですけれども、そうしなければいけないというふうに法律に書かれていると言えば書かれている解釈ができるし、そうじゃないと言えばそうじゃない解釈ができるという曖昧なものにつながっていることが一番の問題なのだろうなというふうに思えます。

その辺の整理が国で行えない状況の中では、網走市においても個人の負担が生じているという状況は前回確認できたと思えますので、ここは網走市としては意見書を採択してしっかりと国にこの整理を求めるというところをやっぱり徹底していくべきだと思いますので、採択をしていく、意見書を送っていくことだというふうに思えます。

○近藤憲治委員 こちらにつきましても前回議論させていただきまして、真に制度創設を求めるという内容の陳情でございます。

中身につきましても重く受けとめさせていただいておりますので、この制度創設に向けての議論もで

すね、陳情採択という形ではなくて今後の議会議論の中で深めさせていただきたいというふうに考えておりますので、この陳情につきましては継続をさせていただいて、議会での議論を深めさせていただきたいと考えております。

○井戸達也委員長 継続という御意見がございましたので、この陳情第54号につきましても意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定をしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

○井戸達也委員長 ここで確認ですが、先ほどの請願12号、これを採択するにあたって文言整理という形をさせていただきました。

一旦休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時59分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

これから意見書の印刷配布を行いますので、昼食を挟んでの形となりますので、昼食のためここで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也委員長 それでは再開いたします。

請願についてですけれども、先ほど請願第12号について皆様から御意見をいただきながら文言修正という形で修正したものを皆さんの手元にお配りをさせていただきましたけれども、これについて何かご発言ございましたら。

○近藤憲治委員 先ほど議論をいただいて、今意見書案として出ているものでございますけれども、その後平成30年3月に、これからの高校づくりに関する指針というこの意見書案に書かれている指針よりもさらに新しい指針が、平成30年に新たに策定をされている状況でございます。

この意見書を提出するというのは、過去の指針に対して意見を申し述べるという形になってしましますので、状況としてはすぐわかない状況にあるというふうに考えておりますので、ここは一旦意見書提出ではなく、継続という形で取り扱っていただくのが望ましいのかなというふうに考えております。

○井戸達也委員長 この件について、皆様から何か反対の意見ございますか。

○山田庫司郎委員 一度採択をして、意見書案について議論ということは流れがあったわけですがけれども、今近藤委員からあったように新たな指針ができているということを考えますと、継続にして中身についても私なりにまた精査しなければいけないこともあると思いますので、近藤委員と同様継続にした方がいいかなというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではこの請願第12号に関しましては、意見の一致を見なかったということで、閉会中継続審査とすることを報告することと決定をいたしたいと思っておりますけれどもそれではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにさせていただきます。

それではここで理事者が入室しますので、一旦休憩をとりたいと思っております。

午後1時02分休憩

午前1時03分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

19番の所管事務調査についてでございます。

はまなす保育園の件について、理事者より報告をいただきたいと思っております。

○清杉利明子育て支援課長 このたび、保護者等で構成しております、へき地はまなす保育園運営委員会の運営委員長及び会計担当者によります不祥事がありましたのでご報告いたします。

不祥事の内容でございますが、両氏が同園の運営費から平成29年度、平成30年度の約2年間にわたり257万8,976円を横領していたものでございます。

平成30年12月26日に、平成29年度に運営委員長が発注した倉庫の納期がおくれていることから、ほかの役員が運営委員長に状況報告を求めた際に、発注をキャンセルしたとのことで前払いしていた金額を返納しようとしたことから疑念を持ち、書類等の内部調査を行い両氏に確認したところ、平成31年2月22日に運営費の横領を認めたものでございます。

当運営委員会としましては、両氏は大いに反省しており、全額を運営委員会へ返済していること、役員を退くことにより今後も制裁を受けることから、刑事告訴は行なわないことと決定したところでございます。

市では、3月1日に副運営委員長から運営費横領に関する経緯等の報告を受けるとともに、内部調査後の横領金額の報告を受けたところでございます。

その金額につきましては、平成29年度175万8,976円、平成30年度82万円、総額で257万8,976円でございます。

今後の対応でございますが、市では当運営委員会に対し平成29年度以降の関係書類等の提出を求め、諸帳簿、会計処理に関する調査を3月4日から実施をしております。

その結果を踏まえまして、僻地保育所運営委託料の返還等につきまして判断をし返還及び清算を行うことを考えております。

また当運営委員会に対しましては、従来の会計処理方法等の問題点を明らかにし、今後の再発防止策を求めることとしております。

説明につきましては以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいま説明を受けました。

皆様からの質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○近藤憲治委員 非常に残念な案件であるというふうに認識をしておりますが、まずその事態の全体像と申しますか、構造をしっかりと認識するために、この僻地保育所の運営委員会と市との関係性、またその会計の運営に関して市と運営委員会とのかかわり方、概観をお示しいたできますか。

○清杉利明子育て支援課長 僻地保育所につきましては、地域で組織していただいている各運営委員会を組織していただきまして、そこに対しまして僻地保育所の運営費につきまして業務委託をして、運営委託料を支出しているところでございます。

その中におきまして、運営委員会におきましては委員長、副委員長、それから会計担当、それからその他、役職名は幹事となっていたり、監査となっていたりまちまちでございますが、監査をするような役職の方、それから、そのほか数名の委員さんで構成していただいております、その委員になられる方については、保護者を中心としまして、その中には保育園で保育士をしている先生にも入っているという状況でございます。

また、その委託料の支払いにつきましては、年4回ほどそれぞれ概算払いをして、その後次期の概算払のときに前期の分の精算分の状況も報告をいただいて、その分次期の概算払いの委託料から、精算分の増額となる場合もあるし減額となる場合もあるのですが、精算分を差し引きましてその差引額につきまして、次期に概算払いの委託料としております。

また、年度末におきましては、年間分の精算分につきましては、翌年度の第1期の概算払いのときに精算をしているという状況でございます。

○近藤憲治委員 今御答弁いただきましたけれども、基本的に運営委員会は保護者を中心とした当事者で運用していると。

そこに市から委託料を支出して、執行状況については基本的には運営委員会の中でチェックをしているという状況という認識でよろしいですか。

○清杉利明子育て支援課長 会計処理を含めまして、運営費の使用につきましては運営委員会の中で決めながら使用しているという状況です。

○近藤憲治委員 委託料の支出元として市が、委託料が適正に執行されているかどうかのチェックというのは、先ほど御答弁にあった年4回の概算払いの際に、その前の期のチェックを行っているということでごこちらはよろしかったですか。

○清杉利明子育て支援課長 そのとおりでございます。

○近藤憲治委員 今の御答弁でいくと年4回のチェックのチャンスがありましたよね。

しかしながら現状、2年にわたって支出が本来ない形でなされてしまっていた。

なぜ見逃されてしまったのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 年度末の最後の精算のときには、監査を受けた上の監査報告書を含めて決算書の提出もしていただいているのですが、監査を受けた上での決算書ということで、それとの突合はしておりますが、それを信じてそれが正しいという判断のもと、委託料を今までお支払いをしていたという形になっております。

○近藤憲治委員 その結果としてこのような事態になってしまったというところで、当然運営委員会内でのチェック体制というものもあると思うのですが、運営委員会から上がってきてしまった監査が、本当に適正に監査、予算執行も含めて適正に行われているかどうかというのがチェックしきれなかった結果こうなっているのですけれども、そこについてはどういう認識をお持ちでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 市としての委託料の審査といいますか、適正かどうかという点におきましては、見逃していたということにはなりませんので、その点につきましては今後におきまして審査の体制ですとか、そういうものも検討していきたいというふうには考えております。

○近藤憲治委員 多分そうなのですから、そこで具体的にどのようにやっていくかという具体的な手法については現状、何か腹案をお持ちでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 まだ、現在調査中ということもありまして、実際どういう形でそういうことになったのかという点も、その結果も踏まえましてどういう形で検査等をしていけばいいのかという点についても、その調査結果を踏まえて検討したいというふうに考えております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○栗田政男委員 経過については近藤委員のほうからもちろんごもっともな話ですし、今後のことについての示唆もあったような気がしますが、今後のことを検討する前に今回の事案について原課としてはどういう見解を持っているの。

こういう犯罪が行われたということに対して、認識が余りにも甘過ぎるのではないかという気がしてならないのですけれども、答弁聞いていても。

原課として今回のこの事案について、お金を返せばそれで終わってしまうというような認識で全部整理しようとしているのですか。

○清杉利明子育て支援課長 先ほども答弁させていただきましても、まだその実態としてですね、調査の段階にございますので、それがどういう形でなされたかという点も詳細を把握していない状況の中で、このような形で横領したとされる金額につきましても、それが正しいのかどうかという点も、まだ調査の段階におきましては判断といたしますか、見解といたしますか、そういう点につきましては現段階で当然不祥事があったという認識はありますけれども、そこにおきます今回の件の被害者というのは運営委員会というふうに考えております。

ですので、当然市としては委託料をお支払いした中でのことですので、市としても何らかの形では改善点を検討していきますし、運営委員会に対しても改善策等について求めていくという立場でいるというふうな今のところの認識でございます。

○栗田政男委員 調査をしないと結論も出せませんよということと、報道等でこれは全道版のニュースでも発表になっています。

大変不名誉な網走の事件でありますし、業務上横領、まして公金の横領をしていた立派な犯罪です。

それに対して、当事者というのは運営委員会なので、運営委員会が当然告訴する権利を持っている。

直接的には。

ただし、これは親告罪じゃないという認識はあるのですか、原課は。

○清杉利明子育て支援課長 刑事告訴をするかどうかの判断につきましては、先ほども申し上げましたが、被害者は運営委員会でありますので、その判断につきましては、運営委員会がすべきものということで考えております。また、告発というのもございますが、それは被害者でなくてもできるというふうに考えておりますけれども、現時点における考え方という点で申し上げますれば、一つ目には運営委員会の意向としましては、刑事告訴は行わないという決定がされている。

それから二つ目には、横領額の全額が弁済されており被害回復がなされている。

三つ目には、犯罪の実施につきまして公になっている。

以上のこれらのことから、市が告発する必要性はないのではないかとこのように考えているところでございます。

○栗田政男委員 全くね、認識不足も甚だしいし、あなたがたはさ、大切な税金を扱っている仕事をしているのだよ。

そういう中で、そんな認識で執行しているということは、たとえ議会で予算が通ってもね、執行者側に任せているわけだよ。

あなたがたに任しているよね、執行しているのは。我々は直接それをやるわけにはいかないの。

そういう中で公金事件ですよ、今回は。そういう中で運営委員会は、確かに運営委員会が直接の被害者ではあるかもしれない。

その中で告訴しない方針を決めたってその判断基準というの、じゃあ市役所としては告訴する、しないという判断基準、どういうふうに思っているの。それ答弁して。

○岩原敏男健康福祉部長 今、課長からお話しさせていただきました。

大きく分けて三つ、先ほどお話ししたのですけれども、運営委員会の意向としてまず告訴をしていないということ。

それから、全額、横領額の全額が弁済されて被害が回復されていると。

それから、犯罪の事実が公になっているというこの三つの点からも、今回市としての告発は考えてないです。

ただ、今後捜査等があれば、協力を求められれば捜査には協力したいと考えております。

今後は、私どものその審査も大変甘かったと思っておりますので、今後その審査体制の見直しと、それから各運営委員会の監査等の審査について、十分研修等の機会を設けるとか、今後対策していきたいと考えております。

○栗田政男委員 今後のことはこれから、当然今回予算特別委員会もございますので、その中に予算計上されているので、十二分に議論をさせていただきますので、今その件に関してここでお答えする必要はないので、告訴事件、告訴するかしないという判断基準は、市としては全額を返済しています、本人も社会的制裁を受けますでしょう、運営委員会がそういう判断をなさったのを尊重しますよということ で収めるということが、当市としての判断として正しいのかということ を僕は聞いているので、認識としてどうなっているのかを副市長が教えてください。

○川田昌弘副市長 ここを1回整理したいのですけれども、今回の僻地保育園というのは市から委託を受けて運営委員会が実施しているということですから、告訴というのはあくまで被害者もしくはその代理人ということで、例えば未成年の場合とかそういうのがありますから、そういったときには代理人が告訴できるというのが基本になります。

ただ告発というのは、これは誰でもできますから、そこは市として告訴はできないけども告発ということはできるのではないかとということで検討いたしました。

そうしたときに判断材料として先ほど3点言いましたけども、告発をするということについては、私どもの考え方としては1番大きいのは、いわゆる犯罪の捜査の端緒となるということ を目的として告発をするというのが一般的な考えだと思います。

そうした点において、既に報道に出ており犯罪の捜査の端緒となるような告発というのは、今さら必要があるのだろうか。もう既に公になって、なおかつ先ほど言った運営委員会、被害者の当事者の運営委員会が告訴はしないという結論を出している。

そうしたときに、あえて自治体として告発をするというところはいかがなものかと。

ただ、これは報道にもなっていますから、今後捜査ということも十分に考えられますので、そうした

ときには我々は捜査機関に対して協力をしていくという立場でいたいと思います。

ですから、告訴と告発のその違いというのも我々もいろいろ議論をした中で、今回はそういうふうな取り扱いにしたいと思っております。

ただ、これも今3月4日から調査が入ったばかりですから事態の全容を明らかにして、その後正式な判断になるというふうなことは考えております。

○栗田政男委員 告訴と告発の違いぐらいは、僕らも知っているわけですね。

わざわざそれを説明、副市長からいただかなくても、わかった上でお話をしているのですが、何を基準にそういう判断をするのか、僕は冒頭言った親告罪じゃないのだよという認識はあるのですか、原課は。

○川田昌弘副市長 今回の横領については、当然告訴しなければ捜査にならないというものではないということは、当然理解はしています。

いわゆる親告罪ではないと。

○栗田政男委員 わかりました。

当然、親告罪じゃないということは、報道で公になった段階で司法当局も動くだろうということではあるのですが、告発という方法ももちろんございませぬし、我々議会としても議会議決で告発することもできますし、もちろん捜査当局、司法当局としては経済犯という扱いになりますので、普通の刑事犯とはちょっと違った扱いをされる。

それは向こうの都合なので、必ずしも捜査してくれるとは限りませぬ。今回の案件に関しては。

それは置いていて、なぜこれから調査をしていく段階で一生懸命調査をして、今後の発生を防ぐような話をされましたけれども、現時点ではその概要についてはさっきお話された部分。僕の手元にある資料とほとんど変わらないのだけれども、その部分ぐらいいし原課で押さえてない、市役所側というのは押さえてないという認識でいいのですか。

○清杉利明子育て支援課長 現時点におきましては、3月1日に副委員長のほうから報告書という形で説明を含めてございました。

それを受けて、3月4日から調査を始めたところでございまして、詳細についてはまだ全然把握をしきれていないという状況でございます。

○栗田政男委員 ということは、報道された部分程度のことしか原課で押さえていないので、今のところ判断はしづらいということですね。

報道などの話というか、報道の中身から感ずるに12月の末にはそういう疑念を抱いたという報告もされています。2カ月以上あるわけですよね。まるっきり2カ月空いているのです。

その間に、市役所当局というのは御相談があったり、これこういう案件でちょっと心配なんだという委員会からの相談を受けたということが、事実はないのですか。

○清杉利明子育て支援課長 その部分についてのお話は、いただいてないところでございますが、倉庫の納期がおくれているということでの話は、以前に年末ということではなくて30年度の春ごろにありましたので、その確認を含めて保育士のほうを通じて市のほうから、その点はどうなっているのかという確認をしたところ、運営委員長さんに確認したところ、物はあるけれども設置についてはおくらしている状況だという説明を受けたという報告だけはいただいております。

〔「それ、いつですか」と呼ぶ者あり〕

○清杉利明子育て支援課長 30年度の春ごろです。

○栗田政男委員 30年度の春ということで、去年の春ですね。そのときに相談を受けていると。

○清杉利明子育て支援課長 相談ではなくて、29年度の実績報告の提出があったときに、倉庫についてはどうなりましたかということでの確認をしておいたほうが良いということで、30年度の春ごろに保育士を通じて確認をとったということでございます。

○栗田政男委員 それは時系列の話なので、その段階ではこういう不正が行われていることはわからなかったという認識だと思うので、それはよいのですが、これ副市長に改めて聞きますけれども、こういう事案があった場合については、ケースバイケースになるっていう言い方をするのだろうかけれども、ほとんどお金さえ返せば告訴しないという方向で市は考えているのですか。

○川田昌弘副市長 先ほど申し上げましたけれども、その告訴と告発の違いということで、告訴はその直接の被害者が申し立てるということでいけば、今回の事案では告訴はできないので、告発についての検討というふうになりますけれども、その時点でどういった状況にあるかという、今回でいえば3点ほど先ほど申し上げましたけれども、そういったことから今回告発はしないというふうな方向で今はいるところでございます。

○栗田政男委員 ここにいる私たちも含めて、私た

ちも特別職の公務員になります。

皆さんも当然公務員ですから、公務員というのは犯罪を見たときには通知する義務がありますよね。

司法当局に必ず通知する義務がございます。

それも含めて告発というのか、そういうことではないのかということなのですが、単純にこれは人間、一般市民として考えたときに、じゃあ横領してもお金で返せば無罪放免なのだねと。

今回社会的責任と申しますけれども、委員会というのはボランティアでやって、多分有給じゃないはずなのでですね。

その役職をおりたところで不利益になるのかなんないのかって、仕事が減っただけの話で何も無いわけですよ。

そうすると、じゃあ社会的制裁を受けましたなんてことは、この状況で名前も挙がっていなければ何もないのに、何でそんな判断を勝手にあなた方できるわけですか。

答弁してください。どういう判断でしょう。

休憩してください。

○井戸達也委員長 休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時32分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

○栗田政男委員 ちょっと難解な質疑になったかもしれない。申し訳ございません。

まずは今回の中で要件、三つの要件を満たしたことによって、委員会のほうでは告訴しないという理由。

それに対して役職も退いているし、社会的制裁を受けているという意味をおっしゃったのですが、その内容についても僕は理解しがたいので、先ほど言ったように無給のボランティアでやっている人たちが、その役職を降りたからって、責任をとったことになるのでしょうかという話です。

それについての見解を教えてください。

○川田昌弘副市長 私どもの告発をする必要が、今の時点ではないのではないかと考えた根拠としては、社会的制裁を受けているからしないんだっていう理由ではなくて、一つには、直接の被害者である運営委員会が告訴しないという結論を出しているということ、それからもう一つは被害額が弁済をされているということ、それからもう一つはその犯罪の事実、私どもが考えるその告発の目的というかですね、それは結局犯罪捜査の端緒としてやってくださ

いという意思表示を出すための告発だろうと。

そうなれば、もう既に報道になって公になっているということから考えると告発する必要性が少ないのではないかという判断で、今の段階では告発をしないという結論に達したということです。

ですから、社会的責任云々ではない。

○栗田政男委員 ちょっと見解が、多分違うのだろうと思います。

やはり事実関係がはっきりした段階で、告訴であろうが告発であろうが、こういう事案で刑事処分に相当する横領事件が発生しましたという報告、それはつまり告発であったり告訴になるのですね。

民事絡みになりますので、警察当局としてもかなり慎重に動くというのが現実であります。

そういう中で、今回の事案がそれに値しないなんて僕は到底思わないので、やはり最終的にこの場で制裁を加えるってことはほとんど無理です。

我々の力で、特別条例でいんなものをうたって、処罰をうたっていれば別ですけれども、我々の手で処罰っていうか、ちゃんとした、なんていうのですかね、成否を決めるっていうのはできないので、それはやはり日本の法制度の中では司法機関に委ねるしかないというのがあれなので、これぐらい大きな事案になったときには真っ先に市は報告をして、捜査をしてもらうというのが筋道ではないかと私思うのですが、その辺についての見解、副市長、全然違うと思うのだよな。

○川田昌弘副市長 一つの方法として、市が告発するという方法はあることは承知しています。

ただ、今の時点でその必要性を考えたときに、先ほど言ったような観点から、今回は今の段階ではそういったことの必要性は少ないのではないかという判断をしたところであります。

○井戸達也委員長 ほかに。

○平賀貴幸副委員長 すいません、基本的なこともう少し整理して聞きたいと思うのですけれども、まず、運営委員会は全ての保育所に設置されていますよね。

運営委員の構成は、全て保護者なのですか。

どこも同じ構成ですか。

○清杉利明子育て支援課長 各僻地保育所におきまして、多少の違いはございますけど、基本的には保護者、それからそこで働いていただいている保育士の先生などにも委員になっていただいているところもございます。

地域の役員というか、そういう方も入ってきたりというところもございます。

○平賀貴幸副委員長 私、浦士別ですけれども、実際働いていたことが3年あるので、そのときに自分が運営委員のメンバーになっていた認識が全くないので、多分その保育所によって先生が入っている、入っていないというの、多分分かれるのだろうなと思うのですよね。

運営委員会に雇っていただいていたけれども、運営委員のメンバーにはなっていないという記憶がありますが、そこはいろいろあるのだろうなというふうには思います。

それでほかにも聞きたいのですけれども、まず保育園の運営委員会は、誰が運営したのか全然わかんないですよね。

運営委員会の名簿を示していただかないとよくわかんないですよ。

保護者だけがやっていたのか、地域の人がやっているのか全然わかんないので、まずそれを示していただきたいのですけれども、それは質疑の途中で示してもらえばいいのですけれども、それは可能ですか。

○井戸達也委員長 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時50分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

○平賀貴幸副委員長 資料の要求ということになるかと思うのですけれども、運営委員会の基本的な資料がわからないまま、今議論をしているのですよね。

やはり基本的な資料は必要なので、運営委員会の規約とそれから運営委員の構成がわかる名簿がやっぱり最低でも必要だと思うので、その提出を市には求めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○井戸達也委員長 今の発言について、資料を要求するという形ですかね。

○近藤憲治委員 基本的には平賀副委員長のご提案に同意いたしますけれども、一方で運営主体である運営委員会の判断もありますので、基本的には運営委員会の判断を尊重しながら要求したいというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかにご発言ございませんか。

それでは、資料を要求するという形、規約等名簿

という形の資料をこちらのほうで要求するという形をとりたいというふうに思います。

それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

○平賀貴幸副委員長 ちょっと質疑をもう少し、続けさせていただきたいと思います。

運営委員会の方式でやりだしたのは一体いつからかよくわからないのですが、私が藻琴保育所の卒園児なので、確かそのときもう既に運営委員会ではなかったかなと思うのですが、ずっと運営委員会の方式なのですかね。その辺経緯わかりますか。

○清杉利明子育て支援課長 いつからというところまで確かな覚えはないのですが、でも相当前からそういう形で、地域で運営をお願いしているというふうになっているかと認識しております。

○平賀貴幸副委員長 多分そうだと思うのですね。

私が子供のとき運営委員会方式だったような記憶が片隅にあるので、相当長いのではないかなと思いますが、いずれにしてもこういう形でずっとやられてきたという経過が網走にはあるのだということ、多分これは網走だけでなく、ほかの自治体でもこの種の僻地季節保育園だとか僻地保育園はおそらくこの形態だと思うのですよね。

そういう中でこういうことが出てきたということは、実は網走市だけの問題じゃないのだなということが、改めて浮き彫りになってしまったのだなというところで、なかなか厳しい状況だなというふうに、一つ認識をしなきゃいけないのだろうなというふうに私は思うのです。

結構重たい案件だなと思います。

先ほど、聞いて伺った中では四半期ごとに報告を受けて概算払い精算をして、また概算払いするというサイクルだったことだったのですが、そのときに例えば領収書を提出して確認をしてもらうとか、そういうことがせめてあればもう少し違ったのかなというふうに思うのですが、調査をしながらというふうにおっしゃっていますけれども、調査をせずともまずそういうところからやっとなきゃいけないんじゃないのかなと思うのですが、そういう姿勢は市では現時点でお持ちじゃないのですか。

○清杉利明子育て支援課長 当然ですね何らかの形で、四半期ごとに毎回やるのか、年度末の実績報告

時にやるのかっていう、回数等の問題はございますが、何らかの形では会計処理を含めたチェックというのはしていかなければならないかなというふうに、今のところ考えてはおります。

○川田昌弘副市長 今回は運営委員会に委託料として支出をしている部分で、こういった業務委託については、いわゆるそのかかった経費に対してきちんと補助率が決まっている部分だとか、そうではなくて項目でその単価としても「これだけ、この範囲でやってください」という積算の仕方とかいろいろあります。

この僻地保育園の委託料が、どういった積算になっているかというのは、私今の時点では把握していないからわからないのですが、あくまで実績、領収書がないとこの委託料を払わないという経費なものではないと。

そういうものもあるかもしれませんが、ある程度、例えば光熱水費は年間何十万という積算をして、その中でやってくださいという委託料の払い方も当然あるので、そこは会館の指定管理なんかもそういうふうな感じで、その中でやって後は裁量で余剰になれば次の年に繰り越して使ってくださいという、それはそういう範囲の中の余剰であれば、そこは裁量として任せるといった性格の委託料ではないかな。

ですから、通常の民間に対する委託料もそうなのですが、いちいち例えば民間の会社の領収書をつけてくれないと委託料払えませんということではない経費もあると。

そこは、ちょっと中身を調べてみないとわからないのですが、その辺も含めて今回のそのチェック漏れがあるとすれば、どういうところだったのかなということはしっかりと検証したいというふうに思っています。

○平賀貴幸副委員長 保護者中心だとするとですね、20代や30代前半の方々が中心でやっているわけです。

いろんなことがミスを含めてあっても、おかしくないのだろうなというふうにやっぱり思ってしまう部分も正直あってですね、その辺はいろんな工夫をせねばならないのだろうなというのが一つです。

もう一つですね、こども子育て支援システムに変わった後からだと思いますが、もしかしたらその前からかもしれませんが、これを網走市の単費の事業じゃないですか。

国と道からの負担ありますよね。

たしか市が2分の1、国が4分の1、道が4分の1なのかな、違うのかな負担割合。ちょっとあれなんですけれども、負担割合のある事業じゃなかったですか、違いますか。

○清杉利明子育て支援課長 僻地保育所の運営費につきましては、国と道の負担金が入っております。

その積算につきましては、基本的には国の基準と、あと市が実際に委託料の支払っている実績とのいずれか低いほうの額。

今現在、はまなすについては実績の委託料の方が上回っているのですが、その低いほうでそこから保育料ですね。利用者負担金分を引きまして、その残った対象経費の2分の1が国、それから4分の1が道、4分の1が市という負担割合で財源としてはそのような形になっております。

○平賀貴幸副委員長 詳細ありがとうございます。

国費とそれから道費が入っているのだということは改めてわかったんですけれども、今回の横領があったものについて着服があったものについては、もちろんその道費や国費も含まれているというふうに理解してよろしいですね。

○清杉利明子育て支援課長 入っていると言えば入っているのですが、今現在は市の委託料の実績のほうが上回っているというお話をいたしました、その上回っている分が、29年度の実績で言いますと約200万円ほど実際上回っている委託料となっております。

ですので、まだ調査の段階で実際の額が確定はしておりませんが、29年度分で言いますと175万8,976円という現段階におきます横領金額でございますが、それ以上上回っている形にはなっていますので、当然調査結果を踏まえて国、道に対しましても実績報告いたしますが、ただ実際それを出した後にどういう判断を国と道がされるかは、まだ確定はしていないところではございますが、もしかするとその部分を差し引いても、国の基準…。

○川田副市長 そこはわからないから、国の判断を待ちたいということです。

○平賀貴幸副委員長 ちょっとまだわからない点もあるのですが、いずれにしる今回の件については、市が詳細を調査した後負担金をいただいている国や道に対して状況の報告をし、判断を仰ぐということをしなければいけない案件だということで間違いはないですか。

○清杉利明子育て支援課長 そのとおりです。

○平賀貴幸副委員長 ということで、さらに重たい案件なんだということを、改めて共有しとかなきゃいけないんだと思うんですよ。

網走市単独事業ではないわけですから、そこも重たいんですよ、やっぱり。

その上で市の判断に対処、果たして本当にそうなのかなと思うのであえて聞きますが、ここは公設民営の保育園ですか、それとも民設の保育園を市が補助しているのですか、どんな保育園ですか。

○清杉利明子育て支援課長 公設で、地域で組織する運営委員会で事業を行っていただいているという保育所になります。

○平賀貴幸副委員長 さらに確認しますが、設置者はどなたですか。

○清杉利明子育て支援課長 網走市です。

○平賀貴幸副委員長 こういう話は大きな疑問を持たざるを得ないのですよ、網走市の施設なのですか。

なぜ、網走市が刑事告発できないのですか。

おかしくないですか、先ほどの答弁ずっと聞いていたのですけれども、何でできないのですかね。

被害者は市民じゃないですか。運営委員会が被害者だっという認識自体が、私違うと思うのですよね。これ税金ですよ。民設じゃなくて公設の保育園ですよ。被害者は市民じゃないですか。

その市民のお金を預かっている市役所が、刑事告発できないという見解が、私は理解ができないのですけどどうということなのでしょう。

○川田昌弘副市長 設置者は市ということですが、あくまで運営主体として運営委員会に市が委託をしているということですから、そこは、一義的には被害者は運営委員会というふうな認識しておるところです。

○平賀貴幸副委員長 本当にそれでいいのかなと思うのですよね。私は違うのじゃないかなと思うんです。

この問題は当事者意識の問題もあるのかなと思います。

私多分冒頭で副市長から、この件について謝罪があるんだと思っていました。

設置者が網走市ですから。

網走市の責任において謝罪があって、審議が始まるのだなと思っていましたよ。

ところが、一言たりともそれを聞かないのですよね。

網走市は被害者なのですか。当事者じゃないのですか、被害を受けた。しかも実施した。網走市は設置者ですよ。

市民に対する陳謝というのが当然あってしかるべき案件だと思うのですけれども。

その意識がないことが不思議なのですから、どんな認識でいらっしゃるのでしょうか。

本当にいいのですか、この認識で。

今、認識を改めておかなければいけないんじゃないですか、大丈夫ですか本当に。

私は非常に心配しているのですけれども、どうでしょうか。

○川田昌弘副市長 今、平賀委員からそういったご意見をいただきました。

今回の事案に関しては委託をしているとは言いつつも、設置者は市ということでありますので、市の運営状況の確認も含めたチェック機能が果たされていない事実はあるというふうに認識しております。

市としては今後再発防止に向けて、かつ、今回の実態解明に向けて調査を進めてまいりますので、改めてその調査の結果が出た段階でご報告をしたいというふうに考えております。

○平賀貴幸副委員長 認識も含めて私もそこは、改めていかなければいけないのだろうなというふうに強くここは思いますので、非常にその点を含めて心配をしていますし、今後この方式を進めていく中で実際をお願いしてやっていく運営委員の皆さんが、本当に引き受けてくださるのかなと逆に心配じゃないかな。

今言い方を変えるとですね、悪いのは運営委員会の方々だというふうに捉えられてもおかしくないのですよね。

やっぱり当事者は市だということ、私はちゃんと認識をしておかなきゃいけないと思うのですよね。

業務を受けていただいている運営委員会さんなのです。

そこで不祥事があったのは確かですけれども、責任はやっぱり市にあるのだということとちゃんと自覚しておかないといけないし、その後踏まえた上で再発防止策をどうするかだと思うのですよね。

そこはちゃんとですね、認識をしていただきたいなというふうに思うのが一つです。

その状況の中で答弁の中でも、今後状況を精査し

て把握しなければわからないという話もあったのにもかかわらず、既に市として刑事告訴をするかしないは、ちょっと見解が分かると僕は思っていますけれども、告発をしないという決定がもう既にされているという答弁だったんですよね。

しかも、マスコミにもそのようにお話をされて、報道もされているのもいくつか見受けれます。

どうして、まだ調査中なのに結論出るのでしょか。そこも私は不思議で仕方ないですけれども。

普通はそこも含めて、結論は出せないんじゃないですか。何でそれ結論を出すというような答弁が出てきたり、マスコミにそういうコメントをしていたりするのですか。

不思議で仕方ないのですけれども、どうなのでしょう。

○岩原敏男健康福祉部長 マスコミのほうに刑事告発、市が云々という表現のところが、一部報道に出ているのがございます。

あれにつきましては、取材を受けている中で、私達は運営委員会のほうの刑事告発、刑事告訴の話をされているということで捉えていまして、その時点で取材の中でどうなのでしょうねという話で言ったのが、網走市がという主語が変わったところがあって、私どもとしては市が云々という発言はちょっとございません。

○川田昌弘副市長 あと、先ほど説明しましたけれども、今はその調査の段階がまだ解明できてない段階で、今時点の考え方をという点で申し上げればということで、ずっと先ほどから清杉課長のほうから説明をしたところです。

最終的に私のほうも今の時点で、そういった必要性はないというふうな判断をしていると、今の時点でですね。

あくまでそれは、その時点ということでまだ調査が終わっていないので、これは調査終わった後の最終的な判断になると思います。

○平賀貴幸副委員長 そうすると、誤解されるような発言は、やっぱり気をつけなければいけないということなのだと思いますけれども、結論はまだ刑事告発するか、何らかによって告発するのか、その結論はまだ出てないということですか、網走市として。

もう1回確認させてください。

○川田昌弘副市長 正式な判断というのは今後、実態の解明が終わった後というふうな判断になると思

います。

○平賀貴幸副委員長 こういった案件が生じた際には、報道に対して報道メモのようなもの出したりですね、何らかの会見を開いたりということするのだと思います。

網走市としては、そういったものは対応も既にされたのでしょうか。

運営委員会がどうやらされたいというのは聞いているのですけれども、網走市としては対応されていますか。

○川田昌弘副市長 今回の報道に対するメモについては、運営委員会が発出したものであり、市のほうからは特にコメントは出していません。

○平賀貴幸副委員長 先ほどの質疑の続きになるのかもしれませんが、市としての設置者としての市の責任に対するコメントなり、何らかの正式な対応なり欠かせないと思うのですけれども、その辺については今後できるだけ早くやられるべきだと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○川田昌弘副市長 僻地保育園の運営については各地域ともそうですけれども、設置者は市ということで、運営は各運営委員会に業務を委託してやっているということですので、設置者としての責任が今回の事案の場合にどういった責任が発生して、どういったことで考え方として整理しなければならないのかというのは、ちょっと今の段階ではお話しすることは、なかなかちょっと難しいのですけれども、ただ一つ言えるのはいわゆる経理だとかも含めたその事務の流れについて、今回チェックができなかったということの原因というのは、しっかりと解明する必要があるというふうに考えております。

○平賀貴幸副委員長 それは今後、その設置者責任について改めて内部に必要な議論もしていただかなければいけないだろうなというふうに思いますが、設置者はあくまでも網走市で、先ほどの答弁でも公設民営だという話がありましたから、設置者の責任がないということはありませんので、そこはしっかりと認識したうえで必要な情報提供なり、コメントなり、出していく必要があるんだろうなと思いますので、しっかりとした対応を求めなければいけないだろうなというふうに思います。

その認識が、やはり再発防止も私は大事なだろうと思うものですから、そこは大事にしていきたいなというふうに思います。

本当に、非常に残念なことなんですよ。

一所懸命運営されている方々を私も知っておりまして、真面目にやられている方もいらっしゃると思います。

先ほど質疑中ではボランティアという話もありましたけれども、もしかしたら会計や運営委員長が手当をもらっているかもしれません。

そこはちょっと、各運営委員会がどうなっているか見てみないとわからないと思うのですよね。

そこも調査したうえで、はたして責任の追求の仕方はこれでいいのかということも精査しなければいけないと思うのですけれども、その辺については、今情報を把握されていますか。

○清杉利明子育て支援課長 詳細の内容については、まだ把握し切れてないという状況です。

○平賀貴幸副委員長 私も全ての園の状況把握しているわけでありませんが、確かそういったところを支給しているところもあったというふうに記憶しているのですよね。

ここがどうかどうかわからないので何とも言えないのですけれども、その辺も含めて調査をしていただいて、改めての御報告をいただきたいのですけれども、今日もいろいろな形で数字が出てきたり、経緯の話が質疑の中で出てきたのですよね。

そういった経緯もしっかりとまとめていただいた資料を、次回を出していただけたと思うのですけれども、いつごろぐらいに状況の報告というのは、まとまるめどで動かれるのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 3月4日から調査の方をさせていただいておりますけれども、まず平成29年度の方から今始めているところで、全てのチェックとなると、一日、二日で終わるようなものではございませんので、あと30年度分を含めても終えるとなると、早くても2週間程度は必要なのかなという、今の時点での感触ということでございます。

○平賀貴幸副委員長 約2週間ぐらいは必要だということでありました。

できるだけそこは早く進めていただくということですが、正確性がやはり大事なものですから、今日は6日ですから来週、再来週ぐらいになるのかなというふうな感じは持ちました。

できるだけ早期に全容は解明されなければいけないというふうに改めて思いますし、再発防止策もあわせて早く立てていくと、それを示していくことがここもそうですけれども、ほかの園の運営委員会さ

んたちの不安を解消することにつながると思うのです。多分、不安をお持ちだと思うのです。

こういうことがあったということで、その解消のためにもできるだけ早く動いていくことが必要だというふうに思いますので、できるだけ早い対応をそこは求めていきたいと思えます。

いずれにしても、本当に残念なことでありまして、再発防止はしていただきたいというふうに思いますが、以前も市が直接設置者ではありませんが、社会福祉協議会でもこういうことがあったことがありました。

そのときの判断も設置者が網走市ではありませんから、最終的には社会福祉協議会の判断だとなりました。

所管はもちろん違いますけれども、福祉部長も副市長もいらっしゃるのであえて伺いますが、1人の会計担当者が担当していたから、そういうことが起きたということで結論のような見解が出ていたと思うのですが、そこは社会福祉協議会では現状ちゃんと改善されているというふうに認識されていますか。

○岩原敏男健康福祉部長 社会福祉協議会の関係でございますけれども、その中で社会福祉協議会からも再発防止の方針を提出いただいております。

それも社会福祉協議会の理事会にもかけて方針をつくっております。

その方針につきまして、実際私どもの担当職員が行って経理、会計経理のほうは改善されているというのは確認しております。

○平賀貴幸副委員長 本当に実際そうなっているのか、もう一度よく見られたほうが良いと思います。

それ以上のことは申し上げませんが、いろいろなことを含めて再発防止策が徹底されているかどうかもちんちんと見ていくのも大事だなというふうに状況見て思っているものですから、あえて申し上げさせていただきます。

そういうことも含めて、こういうことが続かないようにどうするのかということも改めて考える機会にもしなければいけないということで、また次の機会の議論にさせていただければと思います。

以上です。

○栗田政男委員 今有給で、僕の認識もちょっと甘かったのですが、ボランティアばかりじゃなくて有給でそれに携わっている方もいらっしゃる。

その内容も次回報告してほしいですね。

僕の認識が間違っていたら申しわけないのですが、運営委員会のほかに管理者という方が、例えば地域の区長であったり、それを監査されるのは地域の区会の役員の監査の方がしたりというような状況を聞いていたことがあるのですが、その辺の組織図というのはどういうふうな状況になっているのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 施設の指定管理者の部分のお話でしょうか。

僻地保育所で先ほどもお話しさせていただきましたが、役員の体制がそれぞれ違いますが、保護者から出ている方、それから地域から出ている所もありますし、それからそこで働いていただいている保育士の先生が、役員として入っているところもございまして、それぞれまちまちなのですが、はまなす保育園でいきますとその監査の体制でいきますと、幹事というのは2名置いておまして、それは保護者の方から出ているという状況です。

○栗田政男委員 その場所によって僻地が何個あるということなので、そのケースが違うということで認識をいたしました。

ただし、この詳細についても次の報告の時にしっかり盛り込んで報告をいただきたいのと、なぜ私が急いでやってくれというのは、今ちょうど改選期になります。

当然そういう関係、担当者の方々とか、子供が違う環境になるので、変わられる時期にちょうど入ってくるのですね。

先ほど平賀さんからお話もありましたように、受ける人も受けづらい環境がこれででき上がってしまったと。

「そんなに大変なことであれば私は受けたくないよ」ということが当然出てくるでしょうし、こういう事件というのはやはりすごい影響力がございまして。

もしかすると今までやっていた方も、ほかの地域であっても「私も疑われるのではないかな」と。

だからこそ、しっかりと調査を徹底して、決してその人をつるし上げるのを目的で私言っているのではなくて、しっかりとしたことを最後まできちんとやらないと、こういう案件というのは再発するのですよ、実は。

そういうことが過去にもいっぱいありました。

だからここはしっかりと。人を憎んでいるわけでもないし、その人をつるし上げるのが目的ではないのですよ。

しっかりとした形をつくって、間違っても二度とこういうことがないようにしていかなくてはいけないのと、話を聞いていますと非常にこの内容については、今までのやり方をも含めて手法全てがあまりにもいい加減と言ったら何でしょうか。

ひどい乱雑な行政執行をなさっているということが見えてきました。

それは今後の予算特別委員会の中でもやらせていただきますし、しいてはその予算執行についてもやはり関わってくることとなりますので、きっちりとした方向性、今回の事件を教訓としてしっかりと先に進むために、今回きちとした形をつくらないと。

平賀委員の言われた社協の問題、あれも僕は個人的にかなり手ぬるいと思います。

あれだけの大きな事件、あれだけの大きな金額を着服したことに對して、あの程度の処理の仕方というのはいささか疑問に感じる部分がございます。

ただ、あっちはあっちの考え方でやっているわけですし、あのときはあえてそれ以上言わなかったのですが、今回もその二の舞を踏まないように報道をああいふうにされると私たち市民もやはりもう大変な汚名を背負っていくのです。

「網走ってそんな天国なの」なんていうようなニュアンスでとられたらどうするんです。

だからこそ、しっかりと調査をして仕切り直しをするということが大事なので、それも含めたものなるべく早く出していただいて、みんなで判断をしていくということも大切なことなのでしっかりとやっていただきたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 調査結果を踏まえて今後の検証は調査結果の検証を十分にして、今後の対応策につきましても十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 色々と質問というか質疑が出ましたけれども、基本的にはこのような残念な事態がなぜ起きたのかと、今後どう防ぐのかというところがすごく大事な部分なのだというふうに受け止めさせていただきました。

今回のこの案件、なぜ起きてしまったのかというところを私なりに率直に考えてみると、誰が悪いのかではなくて仕組みの問題なのだろうなという問題

意識に行きつきました。

それはどういうことかといいますと、一定の委託料を運営委員会に委ね、その中で運用してもらっているという形ですけれども、その運営委員会のメンバーというのは基本的にお子さんたちの保護者ですね。つまり利害関係者である当事者であると。

その人たちが自分たちで運用して自分たちで監査をしているという状況であれば、悪く言ってしまうと恣意的な運用はいくらでもできてしまう状況がきつとあるのだろうというふうに見ています。

そういう点からすると、やはりこの僻地保育所の運営委員会というより運営方式そのものが、保護者の皆さん住民の皆さんに過度な負担をかけているのではないかと、というような心配懸念も持たざるを得ないというふうに考えております。

そういう点では、例えばその保護者の方が運営委員会になって、そしてハローワークに行き求人を当て先生を探してきたりだとか、日々の運営で相当御苦労されているという話も伺っています。

市が設置した僻地保育所を相当頑張って運営をいただいているのですけれども、その苦勞に保護者の方々が耐えられなくなってしまうのではないかと懸念もありますので、今回のこの事例の発生を機に、この運営委員会による運営方式、さらに細分化していれば経理の部分も含めて、何らかの形で仕組みを変えるというようなことも検討していく必要があるのではないかとこのように考えていますけれども、これは今後の議論であるというふうに認識しますが、ちょっと概観的にその辺の認識をお伺いしてみたいと思います。

○川田昌弘副市長 僻地保育所については、過去の相当昔から継続している保育園ということで、当時はおそらくその農業者が中心となった郊外地区で農繁期にどうしても子供を預けなければ農作業ができないということで、僻地の季節保育所から始まったというのが多分郊外の僻地保育所の成り立ちなのだろうと思っています。

そのときにはどうしても、公設のいわゆる認可保育園という形の設立方式だとなかなか市のほうが郊外地区全てに認可保育園をつくるということが、非常に困難な時代だったというふうな認識もあって、そこはその運営委員会という手法で、その地域が運営していくからそうであれば市としても協力してやるのではないかとこのお互いのその思いが合致してできてきた保育園ではないかというふうに思っ

います。

ただこうした今回の事案も含めて、その弊害を調べてみてどういったことがまずかったかというのは当然調査しますが、こういった事案が出たという事実がありますから、そこはどういった方向にするのがいいのか。かといって、全部認可保育園にできるかどうかということも含めて、今後の検討課題、重要な検討課題だというふうな認識は持っておりますので、今後の少し我々もしっかりと勉強していきたいというふうに思っています。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、はまなす保育園の件につきましては報告を受けたということで、調査をしたということで。次回改めて、その資料がそろうかどうかも含めてまた委員会を。

ここで休憩いたします。

午後 2 時 25 分休憩

午後 2 時 26 分再開

○井戸達也委員長 それでは再開します。

次回の委員会につきましては、この件の委員会について正副委員長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにさせていただきます。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 27 分閉会